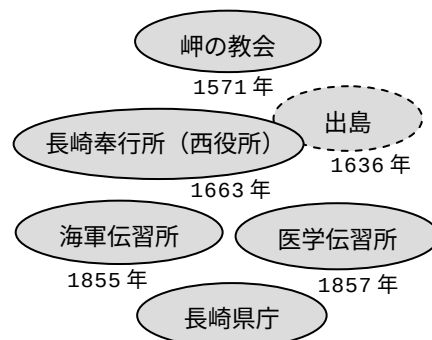


県庁舎跡地の整備に向けた検討状況について ～長崎奉行所（西役所）の地を現代に生かす～

○現庁舎の敷地は、1571年の開港以来、江戸時代には「長崎奉行所西役所」が建てられ、幕末には、西役所内に海軍伝習所が開設されるなど、長崎発祥の礎となった歴史的に重要な土地であり、また、この地から近代文化が国内の隅々まで広がっていった長崎のみならず国の礎ともいえる場所でもある。県庁舎跡地という観点に留まらず、こうした歴史を踏まえながら活用を検討していく。



1. 具体的な機能について

○現庁舎敷地は、長崎の中心・象徴と言え、今後ともそうあり続けるためには、中心・象徴として相応しい活用が求められる。また、長崎発祥の礎ともいえる岬の先端の高台でもあり、港への眺望を確保することも重要。

(1) 主要機能について

①多様なイベント等により賑いを創出する広場

○県民の日常的利用や憩いの場となるとともに、多様なイベント等により賑いを創出する、今までまちなかにはなかった規模や機能を有した多目的交流広場を、県庁舎跡地活用の中心に据える。

<考えられる機能>

- ・最低 5,000 m²以上、できる限り広く確保する。
- ・例えばランタンフェスティバルの会場等、幅広いイベントに対応できるよう、電気、水道、音響、照明等の設備面を確保する。
- ・くんちの演技や車両乗入れにも対応するため、一部石畳を取り入れる。
- ・雨天時の対応も踏まえ、建物配置等の工夫により屋根付きのスペースを設けることも検討する。

②歴史・観光情報の発信も行う交流の場や県都長崎に相応しい迎賓機能を備えた

交流・おもてなしの空間

- この土地は、岬の教会・奉行所・県庁舎など、国際交流の舞台となった重層的な歴史や、出島・長崎港を見渡すことができる地理的特性を持つ。
- こうした歴史等を踏まえ、現在の長崎には不足している、県民の誇りとなるような県都長崎に相応しい迎賓機能として、おもてなしの空間を整備する。
- また、県民が気軽に利用できる活動の場となるとともに、国内外の観光客など、多様な人々を迎え、交流を生み出す空間を併せて整備し、賑わいの創出につなげる。

＜考えられる機能＞

- ・上層部には、質の高い迎賓施設や、これに必要な附帯機能も含めて検討する。
- ・中下層部には、エントランスと一体となった大きな空間（交流フロア）を想定し、歴史情報・観光情報発信、カフェなどを一体的に配置したオープンスペースとして県民や国内外の観光客に開放する。

交流フロアの一部に、講演会、研修会、演劇など様々な活動や発表の場として、多目的交流スペースを設ける。なお、広場に隣接する部分を開閉可能とすることで、広場と一体となった活用により、様々なイベントに柔軟に対応できるようにする。

③歴史あるこの地に相応しい文化の中心となる質の高い文化芸術ホール

○まちなかに立地し、重層的な歴史をもつこの地には、一定の集客力があり、優れた音響性能を有する質の高さが確保された文化芸術ホールを整備する。

このホールが整備されれば、広場や交流・おもてなしの空間（多目的交流スペース等）との相乗効果による交流人口の一層の拡大が期待でき、広場と合わせてまちのシンボルとなりうるのではないか。

（この地に相応しい文化の中心となるホールのイメージ）

県民市民のみならず、例えば海外からのクルーズ船の観光客が訪れ、質が高く、芸術性の高い演劇や音楽等の公演の開催が可能なホール。

- ・演奏者や聴衆に高い評価をいただけるよう音響反射板や音響可変装置、音響に配慮した素材による内装など音にこだわった高度な音響設計を行ったホール。
- ・5割程度の利用（着席率）でもホール内の充足感が感じられるよう座席の配置を工夫したホール。
- ・ホールの配置については、広場機能をできるだけ大きく取ることを前提に効率的な施設配置を検討する。

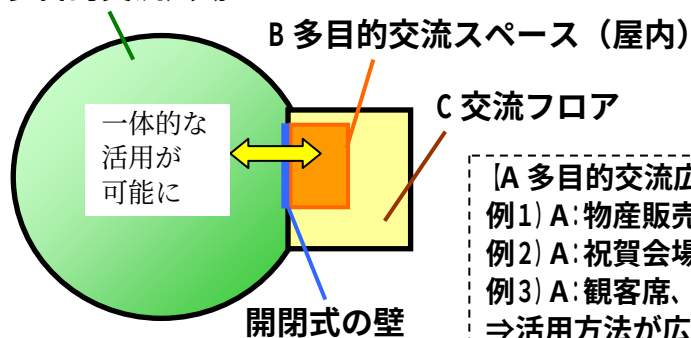
※なお、敷地の広さの制約から大規模ホールは難しく、また、周辺では長崎ブリックホール（2,000 席）が整備されており、役割分担が必要。

これまで、300 席、500 席、1,000 席程度のホール機能を比較検討してきたが、興行採算性の観点からは、1,000 席程度のホールに優位性があり、今後質の高さとホールとしての採算性の両立等をさらに検討する。

※跡地活用の検討のポイントとして、機能を連携させて活用することで賑わいの創出に相乗効果を発揮させるという視点を重視する。

例) 多目的交流広場と交流フロアの連携イメージ

A 多目的交流広場



[A 多目的交流広場とB 多目的交流スペースの連携活用の例]
 例1) A: 物産販売、B: 展示・説明
 例2) A: 祝賀会場、B: 式典会場
 例3) A: 観客席、B: 簡易ステージ
 ⇒活用方法が広がる



【ふれあいキューブ（埼玉県春日部市）】
 ・開閉式の壁（扉）により、屋内と屋外を一体的に活用できる事例

(2) 附帯機能等について

	内 容
展望 ・飲食	- 出島や港を望む展望機能として、施設の高層階などに視点場を確保する。 - 交流・おもてなしの空間へのケータリング機能を持つレストランの可能性を検討する。
駐車場	- まちなかや中心商業地等での整備状況を踏まえつつ、観光バスを対象とした駐車場を敷地内（地下）に設ける方向で検討する。 - 普通車の駐車場についても、県警本部跡地との連携も含めて検討する。
バスベイ	隣接する道路に都市間交通のバスベイを設け、跡地内の待合スペースにおいては、乗り継ぎや目的地の情報等の提供を検討する。
会議室	施設利用者等の利便性を高めるため、様々な用途に対応できる実用的な会議室の整備を検討する。
石垣・第三別館	保存活用の可能性も含めて検討する。

(3) 県警本部跡地の活用について

- 県警本部跡地は、県庁舎の本館等跡地のように奉行所などの歴史的建造物が建っていた経過がないため、隣接する民地との連携も含めて比較的自由度の高い検討が可能。
- オフィス街に立地する環境や周辺の開発状況なども踏まえながら、オフィス・ホテル・駐車場など、本館側との連携も含めて検討。

2. 整備・運営手法について

- 具体的な整備・運営手法については、民間活力を生かすことなども含め、基本構想の中で検討していく。
- 現庁舎の本館等敷地については、奉行所西役所が置かれるなど、歴史的にも重要な場所であり、収益性に重きを置く活用ではなく、公共性のある活用を中心とすることを想定する。
- 県警本部跡地については、整備・運営まで含めた民間との連携も視野に入れて検討する。

3. 今後のスケジュール（現段階での想定）

【県庁跡地活用の検討】

平成 28 年度	整備方針の策定、基本構想の検討
平成 29 年度	基本構想の策定、設計発注、設計（基本設計）
平成 30 年度	設計（基本設計、実施設計）
平成 31 年度	設計（実施設計）、工事発注
平成 32 年度	工事着手

【新県庁舎整備関連】

整備工事
完成、移転
現庁舎解体 (埋蔵文化財調査)